

CAP とくしま 会則

(名称)

第1条 本会は、CAP とくしま（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務処理を行うため、徳島市八万町内浜122号に事務所をおく。

(目的)

第3条 本会は、徳島県内において、子どもへのあらゆる暴力をなくすための活動を行う。

(事業)

第4条 本会は、以下の事業を実施する。

1. 保護者・教職員・地域のおとな・学生などへのCAPワークショップの提供
2. 小中学校・幼稚園・保育所などの子どもへのCAPワークショップの提供
3. 研修会の実施
4. その他（上記に係わる事業）

(会員)

第5条 本会は、ICAP及びCAPセンター・JAPANが認めたCAPスペシャリストの資格を持つ者、あるいは、その目的・主旨を十分理解した会員によって構成する。

(役員)

第6条 本会には、次の役員をおく。

1. 代表 1名
2. 会計 1名

(役員の任務)

第7条 代表は、ICAP及びCAPセンター・JAPANの目的・主旨に従い、子どもへの暴力防止の活動に尽力し、会を運営する。

2. 会計は、本会における金銭の収支を明らかにする。

(役員の任期等)

第8条 役員の任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。

(会議の開催)

第9条 本会の会議は、月1回の定例会とし、会の参加会員によって、次回の開催日時が決められる。

(本会の会議の専決)

第 10 条 本会の会議を招集する時間がないと認める場合において、代表は、議決すべき事項を専決することができる。なお、専決した場合は、これを次の会議において報告し、その承認を得なければならない。

(予算及び決算)

第 11 条 収支予算は、会議の議決により定め、収支決算は、本会の承認を得なければならない。

(会計期間)

第 12 条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月末までの期間とする。

(事務局)

第 13 条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

(設立年月日)

第 14 条 本会の設立年月日は 1998 (平成 10) 年 8 月 4 日とする。

(補則)

この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、本会の会員が協議のうえ定める。

附則

1. 本会の会則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 14 年 4 月 1 日一部変更。
3. 平成 22 年 4 月 1 日一部変更。
4. 平成 29 年 4 月 1 日一部変更。